

令和4年度 第1回 栃木県公共事業評価委員会(再評価)案件一覧表

事業区分	事業名		事業採択年度	前回評価年度	再評価実施理由 オの理由	特に重点的な審議を要する案件					備考	
						(a)	(b)	(c)	(d)	個別審議とする理由		
道路	1	(国)408号 真岡市・宇都宮市 真岡宇都宮バイパス	H14	H31	オ マニュアル改訂に基づく地盤改良工の増加による事業費の増加	個別			○		推定事業費が205.0億円から243.0億円(×1.19)に増加したため	
道路	2	(主)つくば益子線 益子町 長堤	H19	H29	エ	個別			○		推定事業費が29.7億円から39.7億円(×1.34)に増加したため	
道路	3	(主)大田原氏家線 大田原市 親園佐久山バイパス	H24	—	イ	個別			○		推定事業費が25.0億円から37.0億円(×1.48)に増加したため	
河川	1	安全な川づくり事業 一級河川 田川 日光市土沢～日光市千本木	H24	—	イ	一括						
河川	2	安全な川づくり事業 一級河川 名草川 足利市利保町～足利市菅田町	H24	—	イ	一括						
街路	3	宇都宮都市計画道路3・3・102号 宇都宮水戸線外1路線 築瀬町工区 宇都宮市築瀬町	H12	H29	エ	一括						

◆再評価理由

- ア 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
- イ 事業採択後一定期間が経過した時点で継続中の事業
- ウ 準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- エ 再評価実施後一定期間が経過している事業
- オ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新、事業計画の大幅な変更等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆個別審議、一括審議の選定

以下の項目にひとつでも該当する場合は、重点的な審議(個別審議)を実施する。

- (a) 事業計画に大幅な変更がある
- (b) 推定便益の変更が±10%を超える事業
- (c) 推定事業費の変更が±10%を超える事業
- (d) その他の要因